

院内トリアージ実施料の算定について

当院は夜間、休日または深夜において、受診された初診の患者様（救急車等で緊急に搬送された方を除く）に対して、来院後、速やかに緊急性について判断をした場合、診療にかかる料金に「院内トリアージ実施料」を算定させて頂いております。

救急外来で診察を行う患者様に、看護師又は医師があらかじめ病状を確認させて頂き、診察の優先度を決めさせて頂きます。（院内トリアージ）

診察の順番は、来院された患者様の緊急度や重症度によって決定するものであり、受付した順番で診察とは限りません。したがって、場合によっては待ち時間が長くなる場合がございますのでご了承ください。

令和6年10月1日 熊本労災病院